

郵便またはインターネットによる

議決権行使期限

2021年6月21日(月)
午後5時まで



証券コード: 8399

第**105**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月22日(火)
午前10時(受付開始: 午前9時)

場所

那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル
2階 彩海の間

目次

■ 第105期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	13
添付書類	
■ 事業報告	17
■ 計算書類	32
■ 連結計算書類	34
■ 監査報告書	36
株主総会会場のご案内	

<株主さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、本総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本総会の座席は先着順の70席とさせていただきます。70席に達した場合は、ご入場をお断りさせていただきます。

ご理解、ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

(詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」をご参照ください。)

※昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 川 上 康

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネット（電磁的方法）により事前に議決権を行使いただき、本総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 2021年6月22日（火）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第105期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第105期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は
3頁～4頁
をご覧ください



株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月22日（火）
午前10時



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2021年6月21日（月）
午後5時まで



インターネット（電磁的方法） による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月21日（月）
午後5時まで

- ① 郵送（議決権行使書面）及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 |
| ② 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」 | ⑦ 特定完全子会社に関する事項 |
| ③ 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑧ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ④ 会計監査人に関する事項 | ⑨ 会計参与に関する事項 |
| ⑤ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | ⑩ その他 |

2. 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表 | ③ 連結注記表 |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2021年6月21日（月）
午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、右記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権電子行使 プラットフォームについて

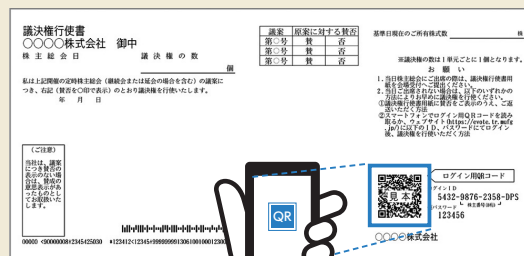
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましても、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



「QRコード行使」による方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

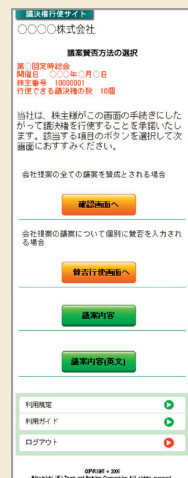
- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

QRコードを用いた ログインは1回に 限り可能です。

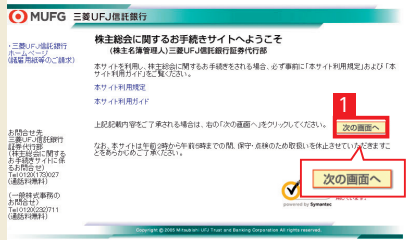
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右頁の「「議決権行使ウェブサイト」による方法」をご確認ください。



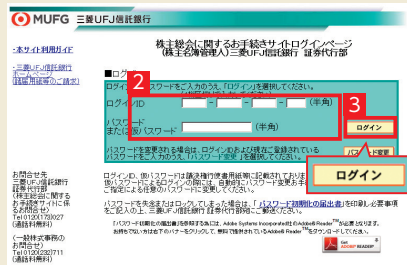


「議決権行使ウェブサイト」による方法

・前頁記載の議決権行使ウェブサイトへアクセス。

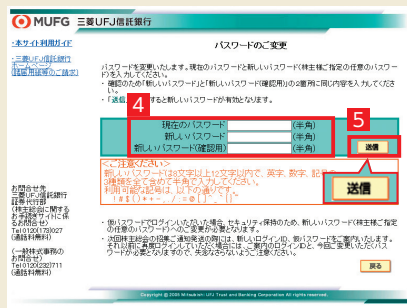


1 「次の画面へ」を
クリック



2 お手元の議決権行使書の右下に記載された
「ログインID」および
「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック



4 新しいパスワードを
「新しいパスワード入力欄」と
「新しいパスワード(確認用)入力欄」の
両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないよう
ご注意ください。

5 「送信」をクリック

6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式1株につき金12円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は537,316,613円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金12円50銭と合わせ1株につき金25円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日（水）

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレート・ガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	
①	金城 棟 啓	代表取締役会長	再任
②	川上 康	代表取締役頭取	再任
③	普久原 啓之	常務取締役	再任
④	渡嘉敷 靖	常務取締役	再任
⑤	城間 泰	常務取締役	再任
⑥	豊田 良二	常勤監査役	新任
⑦	譜久山 當則	社外取締役	再任 社外
⑧	富原 加奈子	社外取締役	再任 社外 女性
⑨	花崎 正晴	社外取締役	再任 社外



生年月日
1954年8月2日生
所有する当行の株式数
22,132株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

1 ^{きん} ^{じょう} 金城 ^{とう} ^{けい} 棟 啓

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	[当行における担当]
2001年 4月	同リスク管理部長	監査部
2004年 6月	同執行役員総合企画部長	
2005年 6月	同取締役総合企画部長	
2008年 6月	同常務取締役	
2012年 4月	同代表取締役頭取	
2017年 4月	同代表取締役会長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取等を歴任し、2017年4月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日
1961年8月19日生
所有する当行の株式数
21,966株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

2 ^{かわ} ^{かみ} 川 上 ^{やすし} 康

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同代表取締役頭取
2010年12月	同コザ支店長		現在に至る
2012年 6月	同営業統括部長		
2013年 6月	同執行役員営業統括部長		
2014年 6月	同取締役営業統括部長		
2015年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		
2016年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日
1960年9月27日生
所有する当行の株式数
13,328株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

3 普久原 啓之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2016年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2007年 6月	同名護支店長	2017年 4月	同常務取締役 現在に至る
2010年 6月	同コンサルティング営業 部長	
2012年 6月	同人事部長	[当行における担当]	
2014年 6月	同執行役員人事部長	審査部・リスク統括部	
2015年 6月	同取締役営業統括部長		

取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者となりました。



生年月日
1961年9月25日生
所有する当行の株式数
12,828株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

4 渡嘉敷 靖

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 4月	同普天間支店長	
2009年 4月	株式会社OCS 専務取締役	[当行における担当]	
2012年 6月	当行小祿支店長	法人事業部・証券国際部・法人営業部	
2014年 6月	同本店営業部長		
2015年 6月	同執行役員本店営業部長		
2016年 6月	同取締役営業推進部長		

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、執行役員本店営業部長、取締役営業推進部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者となりました。



生年月日
1962年4月12日生
所有する当行の株式数
13,728株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

5 ^{しろ} ^ま 城 間 ^{やすし} 泰

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
2004年 2月	同上ノ蔵支店長	2018年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 6月	同西崎支店長		
2008年10月	同西原支店長		
2014年 6月	同事務統括部長		
2015年 6月	同執行役員人事部長		
2017年 4月	同執行役員総合企画部長 兼関連事業室長		

[当行における担当]
総合企画部・人事部・総務部

取締役候補者とした理由

城間泰氏につきましては、事務統括部長、執行役員人事部長、取締役総合企画部長等を歴任し、2018年4月より常務取締役に務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1960年8月25日生
所有する当行の株式数
1,300株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

6 ^{とよ} ^だ 豊 田 ^{りょう} ^じ 良 二

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2016年 6月	株式会社リウコム取締役 副社長
2010年 6月	同事務統括部長	2017年 6月	当行常勤監査役 現在に至る
2012年 6月	同監査部長		
2014年 6月	同リスク統括部長		
2015年 6月	同執行役員リスク統括部長		
2016年 6月	同非常勤執行役員		

取締役候補者とした理由

豊田良二氏につきましては、事務統括部長、監査部長、執行役員リスク統括部長、事業会社の取締役副社長を歴任し、2017年6月より監査役に務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1950年11月8日生
所有する当行の株式数
0株
取締役会への出席状況
15回/15回 (100%)

7 ^{ふく}^く^{やま} ^{まさ} ^{のり}
譜久山 當 則

再任
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫	2018年 6月	当行社外取締役 現在に至る
1999年 3月	同調査部長	-----	
2003年 3月	同融資第一部長	[重要な兼職の状況]	
2007年 4月	同理事	なし	
2009年 5月	同副理事長		
2012年 7月	同理事長		
2016年 6月	同理事長退任		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の実効性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1956年8月7日生
所有する当行の株式数
0株
取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

8 ^{とみ} ^{はら} ^{かな} ^こ
富 原 加奈子

再任
社外 女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	琉球石油株式会社（現株式会社りゅうせき）入社	2019年 5月	りゅうせき商事株式会社 代表取締役退任
2001年 6月	株式会社りゅうせき経営 企画 担当部長	2019年 6月	株式会社りゅうせき取締 役退任
2003年 6月	同取締役管理部長兼秘書 室長	2020年 6月	当行社外取締役
2005年 6月	同取締役事業開発本部長	2021年 4月	琉球大学非常勤理事 現在に至る
2011年 6月	同常務取締役事業開発本部長 兼ホテル飲食事業部長	-----	
2014年 5月	りゅうせき商事株式会社 代表取締役	[重要な兼職の状況]	
2014年 5月	株式会社りゅうせき取締 役（非常勤）	沖縄県経営者協会女性リーダー部会会長 琉球大学非常勤理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

富原加奈子氏につきましては、当行の独立役員の実効性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく経営管理に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1957年1月11日生
所有する当行の株式数
500株
取締役会への出席状況
11回/11回 (100%)

9 ^{はな} ^{ざき} ^{まさ} ^{はる}
花 崎 正 晴

再任
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------|----------------------|------------------|
| 1979年 4月 | 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 | 2020年 4月 | 埼玉学園大学教授 |
| 1985年 7月 | 在パリ経済協力開発機構 | 2020年 6月 | 当行社外取締役
現在に至る |
| 1994年 3月 | 米国ブルッキングス研究所 | | |
| 2000年10月 | 一橋大学経済研究所助教授 | [重要な兼職の状況] | |
| 2007年10月 | 日本政策投資銀行設備投資研究所長 | 埼玉学園大学教授
一橋大学名誉教授 | |
| 2012年 4月 | 一橋大学大学院商学研究科教授 | | |

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花崎正晴氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、海外勤務経験およびコーポレートガバナンスを専門とする大学教授としての豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
4. 富原加奈子氏、花崎正晴氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 当行は譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同3名が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同3名を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外取締役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、社外取締役候補者である譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、社外取締役を含む取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、15頁から16頁に記載しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役豊田良二氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者金城均氏は、監査役豊田良二氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、監査役候補者につきましては、コーポレート・ガバナンス委員会の審議を経て決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



生年月日
1962年10月24日生
所有する当行の株式数
3,500株

1 ^{きん} ^{じょう} 金城 ^{ひとし} 均 新任

略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2021年 4月	同執行役員総合企画部 付部長
2007年 4月	同西崎支店長		現在に至る
2010年12月	同人事部人材開発室長		
2013年11月	同審査部次長		
2015年 4月	同監査部次長		
2017年 4月	同監査部長		
2018年 4月	同総合企画部長		
2018年 6月	同執行役員総合企画部長		

監査役候補者とした理由

金城均氏につきましては、監査部長、執行役員総合企画部長等を歴任し、2021年4月より執行役員総合企画部付部長を務めている経験および実績等からみて、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、監査役候補者としてしました。



生年月日

1949年9月26日生

所有する当行の株式数

0株

取締役会への出席状況

15回/15回 (100%)

監査役会への出席状況

14回/14回 (100%)

きた がわ
2 北川

ひろし
洋

再任

社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

1973年 4月	株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2008年 6月	沖縄セルラー電話株式 会社 代表取締役社長
2000年 3月	第二電電株式会社(現 KDDI株式会社) 入社	2016年 6月	同特別顧問
2000年 6月	同取締役	2017年 6月	同特別顧問退任
2004年 4月	同執行役員カスタマー サービス本部長	2017年 6月	当行監査役 現在に至る
2008年 4月	同コンシューマ営業統括 本部 副統括本部長		

[重要な兼職の状況]

なし

社外監査役候補者とした理由

北川洋氏につきましては、当行の独立役員としての独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役候補者としてしました。

- 注
- 各監査役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
 - 北川洋氏は、社外監査役候補者であります。
 - 当行は北川洋氏を、独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。社外監査役候補者である北川洋氏が再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 当行は、社外監査役を含む監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

(ご参考) 当行の独立役員としての独立性判断基準につきましては、15頁から16頁に記載しております。

以上

(ご参考)

独立役員の独立性判断基準

1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ① 上記(1)から(6)までに掲げる者
 - ② 当行の子会社の業務執行者
 - ③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
 - ④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

(1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店76カ店（うち出張所15）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により4月に緊急事態宣言が発せられ、個人消費や企業収益、生産が大きく減少したことから急速に悪化しました。その後は感染症の抑制と政府の緊急経済対策の下支え、世界経済の持ち直しを受けた輸出の増加などから2020年の終盤にかけて持ち直しの動きがみられました。しかしながら、2021年1月の再度の緊急事態宣言により、個人消費が弱含むなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いた一年でした。

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、期間中全国で2度、沖縄県独自で3度、緊急事態宣言が発せられるなか、消費と建設が弱含む、人の移動制限の影響を大きく受けて入域観光客数が大幅に減少するなど観光が悪化し、改善を続けてきた雇用も悪化に転じるなど、後退しました。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「SINKA 2020」の初年度である2020年度は、「景況に左右されず、どんな時も地域を支え、地域の発展に寄与する真のリーディングバンクへ」を目指す姿に、コロナ禍というこれまでに経験のない大きな景気後退局面のなか、様々な工夫によりお客さま本位の営業活動を推進しました。

法人ビジネス戦略では、新型コロナウイルス感染症拡大前より、スピーディーな資金繰り支援を実施するため、借入金の元金返済を据え置く提案を優先し、同時に新規の借入相談にも積極的に応じるなど、お客さま支援を徹底しました。これらに加え、コロナ禍において中小企業者の事業環境が厳しさを増すなかで、事業承継、M&A等のニーズが高まっていることから、事業性評価シートを起点とする深度ある対話によりお客さまのニーズを発掘し、最適なソリューションを提案しました。また、沖縄県内の大手企業が出資する「株式会社琉球キャピタル」に出資し、事業の継続が困難となった取引先のリソースを、県外、海外へ流出させることなく県内資本で支えていくための取り組みをスタートさせました。

リテールビジネス戦略では、個人のお客さまの資産運用のご相談から住宅ローンを含む各種ローンのご相談まで、ライフステージに応じた様々な資産形成ニーズにスピーディーに対応できる体制を整えることを目的に、全ての窓口担当者が個人のお客さまの相談業務をワンストップで担うフルフラット制度を導入しました。また、営業店窓口を事務処理の空間からお客さまとのコミュニケーションを深める場とするため、タブレット型セミセルフ端末を導入したことにより、一層の業務効率化を進めました。中期経営計画の重点施策であるスマートフォンアプリでの充実したサービスを提供していくため、株式会社千葉銀行を中心とした「TSUBASAアライアンス」と連携しながら、利便性の高いアプリの開発に取り組んでいます。

キャッシュレス戦略では、コロナ禍のなかで新しい生活様式として推奨されている電子決済（キャッシュレス決済）を推進していくための取り組みとして、カードリーダーにタッチするだけで決済が可能な「タッチ決済機能」をりゅうぎんVisaデビットカードに搭載しました。なお、2015年10月に発行開始した個人向けのりゅうぎんVisaデビットカードは発行累計枚数が14万枚を突破し、2017年1月より取り扱いを開始したカード加盟店サービスの加盟店数は7,000店を突破しました。また、地域にお住まいの皆さまや観光で来られたお客さまへ便利な決済環境を提供するための取り組みとして、県内各地の商工会や自治体と「キャッシュレス推進に関する連携協定」を結びました。これらの取り組みを深化させ、沖縄本島のみならず、これまで金融サービスの提供が難しかった離島地域においても金融仲介機能を発揮し、地域社会の発展に寄与してまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は事業者向け資金繰り支援のための新型コロナウイルス感染症対応資金や住宅ローンを中心に増加したことから、前期末を531億55百万円上回る1兆7,987億68百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貯蓄性向の高まりにより、前期末を2,343億12百万円上回る2兆4,911億94百万円となりました。

収益面では、経常収益は、住宅ローンに係る手数料収入の増加があるものの、国債等債券売却益や金融派生商品収益の減少等により、前期を51億13百万円下回る373億77百万円となりました。

一方、経常費用は、フォワードルッキングな引当の導入により一般貸倒引当金繰入額が増加したものの、国債等債券償還損や株式等売却損の減少等により、前期を20億33百万円下回る350億82百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を30億79百万円下回る22億95百万円、当期純利益は前期を23億93百万円下回る16億16百万円となりました。

対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大によりこれまで好調に推移してきた沖縄県経済は、一転して後退局面に入りました。このコロナ禍でも、地域金融機関の使命は「地域経済の持続的な発展を支えることであり、苦しんでいるお客さまを全力で支えること」にあります。

中期経営計画「SINKA 2020」では、「景況に左右されず、どんな時も地域を支え、地域の発展に寄与する真のリーディングバンクへ」を目指す姿に掲げています。「SINKA 2020」には、前回の中期経営計画の流れを汲みつつ、預金、融資、為替といった銀行本来のコア業務を「進化」させ、新たに取り組んできたキャッシュレス決済などの銀行付随業務の「深化」を図り、琉球銀行グループ全役職員がチャレンジし続けることで「SINKA」していくという思いが込められております。2年目となる今年度は、コロナ禍による環境の変化で経済的苦境に陥っているお客さまに対する積極的な支援の取り組みにより、地域活性化に資するため、以下の戦略について重点的に取り組みます。

チャンネル戦略では、外出を控え、密を避けるお客さまの非対面ニーズに対応するため、銀行サービスをいつでも、どこでも受けられる独自アプリの開発を加速させます。一方で資産運用・相続等に関するトータルプランニングをじっくりと対面で相談したいというニーズにも柔軟に対応していくため、既存業務の徹底的な効率化を進め、お客さまにとって相談のしやすい空間を創出していきます。

リテールビジネス戦略では、お客さまのライフステージに応じた最適な商品・サービスを提供する人材の育成を進め、相続ビジネスなどの資産承継コンサルティングや資産運用コンサルティングを強化していきます。

法人ビジネス戦略では、お客さまの幅広い資金調達ニーズに対応するため連結子会社である株式会社琉球リースと連携しリース媒介を推進するほか、お客さまの経営計画書の策定から実行に至るまでの過程を一貫してサポートする総合的なパッケージ商品を提供し、お客さまの経営力強化を積極的に支援します。

経営管理では、貸倒引当金の見積りにおいて、過去の貸倒実績に依拠していたこれまでの算出方法を見直し、将来の景気予測等に依拠する算出方法に変更いたしました。これにより、将来の損失や危機への備えが強化され、追加の与信コスト発生を恐れることなく、前向きな営業活動に専念することが可能となります。

2021年1月に株式会社沖縄銀行と「沖縄経済活性化パートナーシップ」を締結しました。同行とバックオフィス事務を中心とした業務を共同化することで、生産性の向上・コスト削減を図り、生み出された経営資源をお客さまへ還元していきます。

今後も引き続き、「地域から親しまれ、信頼され、地域社会の発展に寄与する銀行」という経営理念を達成すべく、地域の課題解決に努め、お客さまが真に求める商品・サービスの提供に努めてまいります。

2 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	2,088,580	2,159,185	2,218,250	2,457,386
	定期性預金	806,015	762,964	735,665	727,710
	その他	1,282,565	1,396,220	1,482,585	1,729,676
譲渡性預金	31,042	39,428	38,631	33,807	
社債	12,000	—	—	—	
貸出金	金	1,619,489	1,720,644	1,745,613	1,798,768
	個人向け	576,809	604,677	628,719	641,501
	中小企業向け	828,662	894,719	903,938	940,506
	その他	214,018	221,248	212,956	216,761
有価証券	債券	410,784	282,070	261,394	336,001
	国債	122,213	74,633	73,938	64,280
	地方債	8,236	7,534	119,547	161,747
	その他	280,335	199,903	67,908	109,973
総資産	2,321,902	2,351,674	2,396,224	2,739,475	
内国為替取扱高	14,643,201	14,953,006	15,940,590	15,893,424	
外国為替取扱高	13,554百万ドル	11,196百万ドル	15,192百万ドル	2,323百万ドル	
経常利益	10,759	7,397	5,374	2,295	
当期純利益	7,827	5,374	4,009	1,616	
1株当たり当期純利益	205円21銭	131円29銭	93円43銭	37円62銭	
信託財産	—	—	—	—	
信託報酬	—	—	—	—	

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	63,027	62,117	62,735	57,278
経常利益	12,395	8,661	6,919	3,844
親会社株主に帰属する当期純利益	8,785	6,105	4,951	2,579
包括利益	9,358	6,108	3,297	3,108
純資産額	117,937	128,115	129,960	131,815
総資産	2,358,761	2,389,613	2,435,689	2,778,142

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	2,863
---------	-------

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記はシステム関連投資及び仮本店移転を含む店舗新設・移転が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア関連	1,555
仮本店移転	426
営業店等設備 (改修・更改)	285
店舗新設・移転 (仮本店移転除く)	255

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	浦添市屋富祖3丁目33番1号	現金精査整理業務等	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市壺川1丁目1番地9	信用保証業務等	20百万円	100.00%	—
株式会社OC	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	346百万円	100.00%	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社沖縄銀行との間で、「沖縄経済活性化パートナーシップ（包括業務提携に関する協定書）」を締結しております。

⑤ 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金城 棟 啓	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
川 上 康	取締役頭取（代表取締役）		
松 原 知 之	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 事務統括部、事務集中部、 ペイメント事業部、 リテール事業部担当		
普久原 啓 之	常務取締役 審査部、リスク統括部担当		
渡嘉敷 靖	常務取締役 法人事業部、証券国際部、 法人営業部担当		
城 間 泰	常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当		
譜久山 當 則	取締役（社外役員）		注1,3
富 原 加奈子	取締役（社外役員）	沖縄県経営者協会女性リーダー一部会部 会長	注1,3
花 崎 正 晴	取締役（社外役員）	埼玉学園大学教授 一橋大学名誉教授	注1,3
豊 田 良 二	監査役（常 勤）		
高 橋 俊 介	監査役（社外役員）	慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティ ング 代表	注2,3
中 山 恭 子	監査役（社外役員）	JTS税理士法人代表社員 公認会計士、税理士	注2,3, 4,5
北 川 洋	監査役（社外役員）		注2,3

- 注 1. 取締役譜久山當則氏、富原加奈子氏及び花崎正晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役中山恭子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。

② 会社役員に対する報酬等

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当行は定款にて取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めるとしています。

ロ. 役員報酬額決定に関する内容

2019年6月27日開催の第103期定時株主総会におきまして、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額168百万円以内、うち社外取締役の報酬の額は年額15百万円以内と改定させていただきました（決議時点の取締役の人数10人、うち社外取締役2人）。報酬制度が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、当行の取締役報酬を固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案しつつ、「基本報酬」（固定）、「賞与」（短期業績連動）及び「株式報酬」（株価及び中長期業績連動）の3種類により構成し、各報酬割合を概ね6：1：3となるような構成といたしました。なお上記の年額報酬の範囲内で、基本報酬と賞与を支給することといたしました。また、監査役の報酬限度額についても、改定前の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額36百万円以内（決議時点の監査役の人数4人）と改定させていただきました。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その総額は年額80百万円以内、付与する株式数の上限は年間8万株以内といたしました。

「基本報酬」につきましては、東証一部上場企業における社長の報酬総額も参考にしつつ頭取の報酬水準を定め、他の取締役については役位または役割に基づき一定の割合を乗じて傾斜配分を行い月次で支給しております。「賞与」につきましては、単年度業績を反映した金銭報酬として、自己資本比率の維持を

絶対条件とした上で各種目標指標を設定し、当該目標の達成状況により算定された支給総額を、対象取締役に対して傾斜配分により年次で支給しております。「株式報酬」につきましては、中長期的な企業価値の向上に繋がるよう、株主の皆様と取締役との価値共有促進の観点から、対象取締役の役位または役割に基づき支給株数を固定し、年次で支給しております。なお、「株式報酬」にかかる譲渡制限につきましては、任期満了を含む正当な理由により当行の取締役を退任したことをもって解除することとしております。

なお2019年度において取締役、監査役および執行役員に対するストック・オプション報酬制度を廃止し、以降は新たな発行を行っておりません。

ハ. 報酬額支給の決定に関する手続きの概要

当事業年度における当行の役員報酬は、譲渡制限付き株式報酬および役員賞与である業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されておりますが、取締役各々の報酬額支給については社外取締役が委員長を務めるコーポレート・ガバナンス委員会への諮問により決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会は基本的にコーポレート・ガバナンス委員会の答申を尊重して、決定方針に沿うものであると判断・決議しております。なお、監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成されておりますが、監査役各々の報酬額については、監査役会に諮問したあと取締役会で決議しております。

- ・取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、対象取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給することとしておりますが、当事業年度における賞与の業績連動部分に係る指標の目標および実績、賞与支給額は次の通りです。なお、当該業績指標については、収益力の向上と安定的な株主還元により持続的な企業価値の向上を図るため、総合的な観点から主要な経営指標をバランス良く選定しております。

イ. 絶対条件(目標未達の場合は、各種目標を達成しても役員賞与の支給は致しません。)

	目標	実績	達成状況
前期の自己資本比率(単体)維持 (パーゼルⅢ完全実施ベース)	8.41%の維持	8.56%	達成

ロ. 各種目標

	目標	実績 (達成率)	業績連動報酬 に占める割合	達成状況	総支給額
① [単体] (外貨実質ベース) 顧客向けサービス利益	39億円	38億円 (97.4%)	25%	未達成	—
② [連結] ROE	2.5%	1.9% (78.8%)	25%	未達成	—
③ [連結] 総還元性向 (ただし、2021年3月期連結 業績予想の当期純利益30 億円の達成を条件とする。)	30.0%	41.6% (138.6%)	25%	未達成	—
④ 時価総額	対前年比 +6.4%	対前年比 △26.4% (—)	25%	未達成	—

- 注 1. 役員賞与KPIのうち、顧客向けサービス利益に関する「外貨実質ベース」とは、預金利息について予約付外貨預金にかかる支払利息と資金スワップ収益を相殺した実際の支払利息ベースをいいます。
2. 役員賞与KPIのうち、[連結] 総還元性向については目標値を上回りましたが、前提条件として設定した2021年3月期連結業績予想の当期純利益が未達となりました。
3. 役員賞与KPIは絶対条件である「前期の自己資本比率の維持」は達成しましたが、各種目標が何れも未達のため、今回は役員賞与を支給しないことといたしました。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(単位:百万円)

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
			固定報酬	役員賞与	譲渡制限付株式
取締役	12人	160	120	—	39
監査役	4人	30	30	—	—

注 非金銭報酬として取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式を交付しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
譜久山當則	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして14回出席しております。	公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
富原加奈子	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして10回出席しております。	他社役員経験に基づく企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
花崎正晴	9ヶ月	社外取締役就任後開催の取締役会11回のうち11回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして10回出席しております。	公的金融機関での勤務経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と、大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
高橋俊介	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
中山恭子	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
北川 洋	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回、監査役会14回のうち14回出席しております。	上場企業役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	20	—

注 2019年度より、ストック・オプション報酬制度を廃止しております。

③ 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	65,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式を除いております。)	42,985千株
② 当年度末株主数		14,250名
③ 大 株 主		

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,884千株	6.71%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,175	5.06
琉球銀行行員持株会	1,014	2.36
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	847	1.97
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	695	1.61
沖縄電力株式会社	689	1.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	656	1.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	582	1.35
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	554	1.29
豊 里 友 成	490	1.14

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(123千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役(社外取締役除く)	6人	36千株

計算書類

第105期末(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	524,904	預金	2,457,386
現金	35,989	当座預金	29,931
預け金	488,914	普通預金	1,663,591
コールローン	506	貯蓄預金	6,622
買入金銭債権	9	通知預金	307
金銭の信託	533	定期預金	727,710
有価証券	336,001	その他の預金	29,223
国債	64,280	譲渡性預金	33,807
地方債	161,747	債券貸借取引受入担保金	1,093
社債	23,078	借入金	110,027
株式	6,474	借入金	110,027
その他の証券	80,419	外国為替	154
貸出金	1,798,768	売渡外国為替	152
割引手形	2,899	未払外国為替	1
手形貸付	94,533	その他負債	7,261
証書貸付	1,568,855	未払法人税等	707
当座貸越	132,480	未払費用	705
外国為替	7,636	前受収益	852
外国他店預け	7,636	金融派生商品	834
その他資産	38,929	資産除去債務	680
前払費用	90	その他の負債	3,479
未収収益	1,626	賞与引当金	628
先物取引差入証拠金	1,248	退職給付引当金	126
金融派生商品	1	睡眠預金払戻引当金	35
中央清算機関差入証拠金	32,000	偶発損失引当金	112
その他の資産	3,963	再評価に係る繰延税金負債	1,947
有形固定資産	20,321	支払承諾	10,617
建物	5,928	負債の部合計	2,623,197
土地	12,604	純資産の部	
建設仮勘定	381	資本金	56,967
その他の有形固定資産	1,406	資本剰余金	12,912
無形固定資産	4,902	資本準備金	12,840
ソフトウェア	4,338	その他資本剰余金	72
その他の無形固定資産	563	利益剰余金	45,426
前払年金費用	790	利益準備金	3,206
繰延税金資産	4,811	その他利益剰余金	42,219
支払承諾見返	10,617	繰越利益剰余金	42,219
貸倒引当金	△ 9,258	自己株式	△170
		株主資本合計	115,135
		その他有価証券評価差額金	171
		土地再評価差額金	751
		評価・換算差額等合計	922
		新株予約権	219
		純資産の部合計	116,277
資産の部合計	2,739,475	負債及び純資産の部合計	2,739,475

第105期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		37,377
資金運用収益	28,197	
貸出金利息	26,350	
有価証券利息配当金	1,709	
コールローン利息	△ 16	
預け金利息	131	
その他の受入利息	22	
役務取引等収益	7,661	
受入為替手数料	1,796	
その他の役務収益	5,864	
その他業務収益	635	
外国為替売買益	115	
国債等債券売却益	519	
その他経常収益	883	
償却債権取立益	221	
株式等売却益	70	
睡眠預金払戻引当金取崩額	35	
金銭の信託運用益	24	
その他の経常収益	531	
経常費用		35,082
資金調達費用	347	
預金利息	337	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	△ 1	
債券貸借取引支払利息	3	
借入金利息	0	
役務取引等費用	4,669	
支払為替手数料	352	
その他の役務費用	4,316	
その他業務費用	429	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	429	
営業経費	25,189	
その他経常費用	4,445	
貸倒引当金繰入額	3,208	
貸出金償却	185	
株式等売却損	29	
株式等償却	0	
金銭の信託運用損	269	
偶発損失引当金繰入	12	
その他の経常費用	738	
経常利益		2,295
特別利益		42
固定資産処分益	42	
特別損失		155
固定資産処分損	133	
減損損失	21	
税引前当期純利益		2,182
法人税、住民税及び事業税	1,459	
法人税等調整額	△ 893	
法人税等合計		566
当期純利益		1,616

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	525,140	預金	2,453,399
コールローン及び買入手形	506	譲渡性預金	25,807
買入金銭債権	9	債券貸借取引受入担保金	1,093
金銭の信託	533	借入金	128,573
有価証券	333,047	外国為替	154
貸出金	1,778,890	その他負債	21,927
外国為替	7,636	賞与引当金	683
リース債権及びリース投資資産	23,090	退職給付に係る負債	890
その他資産	75,114	役員退職慰労引当金	10
有形固定資産	23,238	睡眠預金払戻引当金	35
建物	6,097	偶発損失引当金	112
土地	13,274	ポイント引当金	193
リース資産	6	利息返還損失引当金	274
建設仮勘定	381	再評価に係る繰延税金負債	1,947
その他の有形固定資産	3,478	支払承諾	11,224
無形固定資産	5,155	負債の部合計	2,646,326
ソフトウェア	4,587	純資産の部	
リース資産	1	資本金	56,967
その他の無形固定資産	566	資本剰余金	14,250
退職給付に係る資産	815	利益剰余金	60,004
繰延税金資産	5,932	自己株式	△ 170
支払承諾見返	11,224	株主資本合計	131,051
貸倒引当金	△ 12,192	その他有価証券評価差額金	174
		土地再評価差額金	751
		退職給付に係る調整累計額	△ 380
		その他の包括利益累計額合計	544
		新株予約権	219
資産の部合計	2,778,142	純資産の部合計	131,815
		負債及び純資産の部合計	2,778,142

連結計算書類

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		57,278
資金運用収益	27,999	
貸出金利息	26,558	
有価証券利息配当金	1,302	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 16	
預け金利息	132	
その他の受入利息	22	
役務取引等収益	9,938	
その他業務収益	18,149	
その他経常収益	1,191	
償却債権取立益	303	
その他の経常収益	888	
経常費用		53,433
資金調達費用	414	
預金利息	337	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 1	
債券貸借取引支払利息	3	
借入金利息	64	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	4,327	
その他業務費用	15,936	
営業経費	27,792	
その他経常費用	4,961	
貸倒引当金繰入額	3,187	
その他の経常費用	1,774	
経常利益		3,844
特別利益		43
固定資産処分益	43	
特別損失		159
固定資産処分損	137	
減損損失	21	
税金等調整前当期純利益		3,728
法人税、住民税及び事業税	1,976	
法人税等調整額	△ 827	
法人税等合計		1,149
当期純利益		2,579
親会社株主に帰属する当期純利益		2,579

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

2021年5月11日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

2021年5月11日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 豊田 良二 ⑩

社外監査役 高橋 俊介 ⑩

社外監査役 中山 恭子 ⑩

社外監査役 北 川 洋 ⑩

以上

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎 2 丁目46番地 TEL(098)853-2111
沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より 徒歩約10分



<株主さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、本総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
なお、本総会の座席は先着順の70席とさせていただきます。70席に達した場合は、ご入場をお断りさせていただきます。ご理解、ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。
(詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」をご参照ください。)

※昨年より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。